

石川県公報

令和 8 年 4 月 20 日 (月曜日)

号 外

(第 29 号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

「所 長」を

所 長
危機管理専門官
消防防災専門官

に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

「少子化対策監
復旧復興戦略監
出納室長」を

少子化対策監
出納室長

に改め、同部中央病院の項中

管理局次長
部長（医療安全管理室長、感染症対策室長、透析療法室長、結石破碎室長、歯科技術室長、遺伝子診療室長、がん医療センター長、救命救急センター長、血管病センター長、手術部長又は医療技術部長を兼ねる職に限る。）
センター長

一種を

管理局次長
統括部長
診療部長(医療安全部長、医療安全管理室長、感染症対策室長、透析療法室長、結石破碎室長、歯科技術室長、遺伝子診療室長、がん医療センター長、救命救急センター長、血管病センター長、手術部長、医療技術部長又は栄養管理室長を兼ねる職に限る。)
センター長

一種

に改め、同部(この)の病院の項中「地域生活支

援部長」の下に「地域生活支援室長」を加え、同部農林総合研究センターの項中

部長(管理部長及び総合研究推進部長を除く。)

を

部長(管理部長及び総合研究推進部長を除く。)
副部長

に改め、同部土木総合事務所の項中

地域調整担当次長
事業調整室長

を

復旧復興課長
地域調整担当次長
事業調整室長

に改め、同表教育委員会の部事務局の項中

課長
人権教育推進室次長
文化遺産活用推進室次長

三種

を

課長
県立高校魅力化推進室長
人権教育推進室次長
文化遺産活用推進室次長

三種

に、「教育振興推進室次長」を「県立高校魅力

化推進室次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は同月八日から適用する。